

振り返りと課題整理シート（資料4-1）

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組内容 (平成24～令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後の方向 (予定・意向)	担当課	
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
1-①	自然環境	生物多様性の確保に関する取組の推進	生物多様性の確保に向けた体制づくり	(1) 生物多様性に関する普及啓発等の取組を推進する。 (2) 生物多様性を確保するため、「生物多様性ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づいた取組を進める。	(1) 市公式ホームページで、市民から市内で見つけた動植物に関する情報の提供を呼びかけ、寄せられた情報を掲載した。 (2) 多くの子ども向けイベントを行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止したのがあった。令和3年度に新たに「旧多摩聖蹟記念館 昆虫展示」や「親子でいきもの発見in多摩鶴牧」など新たな事業も実施した。 (3) 平成29年8月に「生物多様性ガイドライン」を策定し、令和3年度もガイドラインに基づいた取組を進めるため、オオキンケイギク各課への駆除依頼や、たま広報での周知を図った。また「ハクビシン等防除業務委託」によるアライグマやハクビシンの捕獲・駆除等を実施した。	4.7	4.1	3.6	A	平成29年度、144ページ	(1) 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、感染症対策を万全にし、引き続きイベントなどの様々な場面を活用しながら周知活動を行い、普及啓発を行っていく必要がある。 (2) 今後も生物多様性ガイドラインに沿った具体的な取組を実施していく必要がある。 (3) 市内の河川や池等でもよく見られるアメリカザリガニやミシシippアカミミガメも、近年急速に勢力を広げ生態系を脅かしている実態から特定外来生物に指定された。市民もこれまで飼育しやすいものとして接してきた中で、指定された理由や今後の接し方がよくわからない状態が生じている。	拡大	環境政策課
1-②	自然環境	生物多様性の確保に関する取組の推進	生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成	生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸の保全を推進する。	緑地の整備、公園の新設・拡張を行った。生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点の保全に関して、市として用地買取を行った。また、「みどりの拠点と軸」の土地動向などの情報収集を行った。	4.7	4.1	3.6	A	平成29年度、144ページ	貴重な緑の確保・保全には、公有地としての取得が求められるが、公有化には用地買取費、維持管理費などの財源が必要である。よって、上位計画である「みどりの基本計画」や関連計画との整合を図ることや市としてみどりの保全のあり方の検討などが必要である。また、取得した用地をいかに適正かつ効果的に活用していくのが課題である。	継続	公園緑地課
1-③	自然環境	生物多様性の確保に関する取組の推進	生物環境の把握とデータバンク化	動物の生息状況や植物の生育状況の調査等の実施と、調査結果を活用したデータバンク化を推進する。	市公式ホームページに市民投稿のコーナーを設けて、イベント等の場を通して積極的に協力を呼び掛けた。市民協働による川の生き物調査、冬鳥観察会等の継続的に実施（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止することもあった）。	4.7	4.1	3.6	A	平成29年度、144ページ	市域全体の動物の生息状況や植物の生育状況の把握と、データバンク化には効率的な調査手法・整理方法の確立が課題である。新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、感染症対策を万全にして引き続きイベントなどを行っていく必要がある。	拡大	環境政策課
2-①	自然環境	拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全	法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全	特別緑地保全地区制度等の活用によるまとまりある民有樹林の保全を推進する。	既 連光寺六丁目地内において里山保全地域の指定を行った。うち1/4の区域を緑地として都市計画決定を行った。都市計画決定している連光寺六丁目緑地や和田緑地保全の森（なな山緑地）内の未買収用地について、継続して所有者の動向把握などに努めた。	4.0	2.9	2.5	B	平成29年度、145ページ	取得することが確定している場所について、所有者の動向を把握することにより、事業認可や補助金の確保など時期を逸しないように努めることが求められる。	継続	公園緑地課
2-②	自然環境	拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全	その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全	土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。	「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議（13市町）」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換を実施。	4.0	2.9	2.5	B	平成29年度、145ページ	民有樹林保全に関する土地信託制度など新たな具体的な取組については、コアとなる企業の協力など様々な主体（ステークホルダー）の取り込みや市民理解を得られる制度設計が課題である。	継続	公園緑地課
3-①	自然環境	まちなかの民有樹林の保全	緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全	既存の保全制度の継続と新たな保全方策の検討を推進する。	住宅管理組合に対し、みどりの協定に基づく沿道斜面地の緑の保存及び育成のための剪定や施肥、草刈等の経費に対し助成を実施。（35団体、108,408㎡）	4.2	3.3	3.1	B	平成29年度、146ページ	補助金の増額は難しいことから、これまで雑木林などの育成管理の担い手を養成するグリーンボランティア講座の周知等により、ハードとソフトの両面からの支援に取り組んできたが、更に工夫が求められる。	拡大	公園緑地課
3-②	自然環境	まちなかの民有樹林の保全	その他の手法によるまちなかの民有樹林の保全	土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。	「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議（13市町）」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換を実施。	4.2	3.3	3.1	B	平成29年度、146ページ	民有樹林の保全方策についてはファンド等の創設等の手法が考えられてきたが、コアとなる企業やNPOなどの発掘が必要である。また、バンクシステム（複数自治体の緑地とボランティアをつなぐシステム）の検討が行われてきたが、仕組みやプラットフォームをどう構築するかといった課題がある。	継続	公園緑地課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組み内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
4-①	自然環境	生産緑地地区の 保全と活用	「みどりの拠点」内の生産 緑地地区の保全活用方策の 検討	生産緑地地区の公的利用及び追 加指定や、援農ボランティアと いった農業者支援等を推進す る。	都市農地の保全を図るためには、生産緑地が農地として適切に 活用や維持管理がされるよう、農業委員による農地パトロール 及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必 要に応じて農業者への指導を実施。 生産緑地地区について、「緑確保の総合的な方針」に基づく 「既存の緑を守る確保候補地」への位置づけを行った。令和3年 度は指定区域内に位置する生産緑地を公有化し、用地の農的な 活用に向けた検討を行った。 援農ボランティアの育成や農業支援サイト「agri agri」による 情報発信、農業者への支援（営農施設の整備等に補助）。	4.1	3.3	2.8	B	平成29年度、 147ページ	生産緑地の将来的な保全に向けては都市計画や農政担当所管とも連 携し、引き続き、当該地の土地動向など情報収集に努める必要があ る。連光寺・若葉台里山保全地域における農地の保全活用につい て、令和3年度の検討成果に基づき、試験や実験などを行いながら 具体化、事業化に向けて取り組む必要がある（公園緑地課） 生産緑地追加指定の継続と特定生産緑地への移行が必要となる。 指定期限を迎える生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度 や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発が必要となる。（経済観光 課）	継続	公園緑地課、経済観光 課
4-②	自然環境	生産緑地地区の 保全と活用	その他の生産緑地の保全活 用方策の検討	生産緑地地区の追加指定や、援 農ボランティアといった農業者 支援等を推進する。	都市農地の保全を図るためには、生産緑地が農地として適切に 活用や維持管理がされるよう、農業委員による農地パトロール 及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必 要に応じて農業者への指導を実施。 生産緑地地区について、「緑確保の総合的な方針」に基づく 「既存の緑を守る確保候補地」への位置づけを行った。令和3年 度は指定区域内に位置する生産緑地を公有化し、用地の農的な 活用に向けた検討を行った。	4.1	3.3	2.8	B	平成29年度、 147ページ	営農者と消費者である市民及び公園や緑地の保全活動に取り組む市 民等との交流の場の創出などにより、生産緑地の効用や新たな営農 支援（活動の場）の方向を検討する必要がある。 また、平成29年6月の都市緑地法の改正により、農地を緑地として 政策に組み込み「みどりの基本計画」にも反映することが明記され たことなどから、今後の「基本計画」の改訂にあたっては、検討す る必要がある。（公園緑地課） 生産緑地追加指定の継続と特定生産緑地への移行が必要となる。 指定期限を迎える生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度 や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発が必要となる。（経済観光 課）	継続	公園緑地課、経済観光 課
5-①	自然環境	水環境の維 持・保全	湧水や農地等の水路の保全	湧水や水路の周辺環境を保全維 持する。	大谷戸公園の湧水や唐木田の道にある寺ノ入湧水及び愛宕第4 公園の湧水等については、各箇所において周辺環境を含め公園 管理ブロック業者により、公園の適正な維持保全に努めた。 （公園緑地課） 市内の水路スクリーン及び定期清掃を実施した他、水路敷地の 草刈を実施。ネットフェンス柵を設置し、安全管理と護岸の保 全を努めたり、適切な時期に草刈りすることで生物多様性の保 全に努めた。（下水道課）	4.5	3.3	3.2	B	平成29年度、 148ページ	湧水のある公園については、公園管理の受託業者による管理保全に よるため、一定の管理の範疇での対応となってしまふ。湧水箇所及 び周辺環境の水生物や植物に関する今後の保全のあり方につい ては、今後、地域の市民や専門家との連携により検討していくこと が必要である。（公園緑地課） 水路は、用水路としての利水機能、雨水排水路としての治水機能、 水辺としての環境保全機能を兼ね備えている。このため、流水及び 排水機能を確保しながら、周辺環境の保全や安全管理に配慮し つ、水路の保全、維持管理に努めることが課題となる。（下水道 課）	継続	公園緑地課、下水道課
5-②	自然環境	水環境の維 持・保全	公園緑地の池やせせらぎの 維持改善	公園緑地の池やせせらぎを、保 全維持する。	生態系保全型底泥資源化システムによる池の浚渫を実施（市内 7箇所の池のうち、平成23年度と平成26年度に計2箇所）。公 園管理業務委託により定期的に池・流れの清掃を含む維持管理 を実施。また、多摩中央公園については、噴水により池内の循 環を実施。	4.5	3.3	3.2	B	平成29年度、 148ページ	池・流れについては、水を循環するポンプ及びピット施設の老朽化 が進んでいるためポンプを含む循環施設の更新が課題である。	継続	公園緑地課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
5-③	自然環境	水環境の維持・保全	乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善	河川環境向上に向けた継続的な調査や、都への改善要望、普及啓発を行う。	河川水質調査の結果を市公式ホームページで公表。水質事故を未然に防止するための取組みとして、事業者向けの啓発（各種届出時や街づくり条例の事前協議、年2回の道路調整会議で排水作業の指導）。市民向けの啓発（市内の河川の水質をわかりやすく表したポスターの作成、消費生活フォーラム及び多摩エコ・フェスタ等での展示、市公式ホームページでの水質事故防止の取組みの掲載）を実施。	4.5	3.3	3.2	B	平成29年度、148ページ	大腸菌群数の環境基準値の超過は、都市河川の傾向として、全国的な課題になっている。原因は自然由来の他に人や動物由来によることも考えられるため、衛生面の観点で汚染の原因や経路を把握しておく必要がある。国は、大腸菌群数はふん便汚染を的確に捉えておらず、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標としては大腸菌数が適当であるという考えから、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直しを行った。施行期日は令和4年4月1日であり、市も初年度から対応することとする。水質事故発生防止の取組みについては、発生件数の減少傾向から啓発活動が一定の成果を上げていると評価している。そのため、さらに水質事故の発生を減らしていくため、事故の傾向を分析し、対象事業者別のわかりやすい啓発チラシを作成し、引き続き啓発に取り組むことが大切と考える。また、水質事故発生時の原因特定率を向上させる必要がある。	拡大	環境政策課
6-①	自然環境	周辺自治体との広域連携の推進	周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用	周辺自治体との連携会議への参加や隣接自治体と連携したみどりの保全等を推進する。	課長レベルの樹林地ワーキングや担当者間の意見交換会を開催し、民有樹林地のみどりの計画的な保全に向けた検討を実施。多摩・三浦丘陵に関わる13自治体による「緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、13自治体合同でのシンポジウムを開催し、広域連携によるみどりのかわり方や活用について議論・共有。	4.0	2.8	2.7	B	平成29年度、149ページ	良好な緑の保全に向けては、市境に残る緑をより有効に活用・保全するため、今後とも東京都や隣接自治体との連携が求められる。	継続	公園緑地課
6-②	自然環境	周辺自治体との広域連携の推進	市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり	市域を越えた遊歩道連携やイベントの実施等の取組みを推進する。	「多摩・三浦丘陵広域連携会議」の事業として、市域を超えウォーキングラリーを実施。13自治体合同でのシンポジウムを開催し、参加自治体間での広域連携でのみどりの保全・活用にに向けた取組みを推進した。	4.0	2.8	2.7	B	平成29年度、149ページ	近隣市境の貴重な緑を維持・保全し良好な環境づくりに努めると共に、その存在効用を継続して広く住民にPRしていく必要がある。	継続	公園緑地課
7-①	自然環境	安全安心な暮らしと調和したみどりの構築	公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理の方策の構築	防犯等に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。	平成24年には合同ワークショップを開催し、愛宕山緑地沿いの歩行区間の改善を図った。教育委員会及び関係機関と合同で「通学路安全点検」を実施し、各学区の通学路において改善要望箇所の現地確認を行い、改善対応を図った。また、地域における樹木の伐採等の要望に関しては、地域自治会及び管理組合と現地立会いを行い合意形成に基づく対応を行った。	-	-	-	-	-	みどりに関する地域の課題解決に向けては、合意形成をはかる必要がある。限られた予算の中、地域のニーズを的確に把握したうえで、防犯上、安全管理上どのように地域課題を解決していくか、工夫が必要である。	継続	公園緑地課
7-②	自然環境	安全安心な暮らしと調和したみどりの構築	防災に配慮した公園緑地ネットワークの再構築	多摩市地域防災計画と連携した取組みを進める。	市内公園の再整備や公園の新設にあたり、災害時に備え、かまどベンチや防災パーゴラを設置。	-	-	-	-	-	コロナ禍の厳しい財政状況を踏まえ「公園施設長寿命化計画」がいったん立ち止まっている状況であるが、公園利用に支障のない安全上等の最低限の設備更新は今後も必須であると考えている。	継続	公園緑地課
7-③	自然環境	安全安心な暮らしと調和したみどりの構築	景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築	基本的な景観に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。	市民ワークショップを公園で実施した。園路の樹木は専門家による樹木選定等の技術講習会を開き、伐採・剪定を実施。花菖蒲の関心が高い中沢池公園において、菖蒲の植え付けを行い、菖蒲田の復活・保全を進めた。	-	-	-	-	-	その他の公園において、景観に配慮したみどりの保全を前進させるためには、地域の景観特性を生かした地域の理解と合意形成が必要であるとともに、安全管理上の経費が増額する中、厳しい財政状況において景観を保持するための樹木の剪定・伐採についてどのように経費を獲得するかが課題である。	継続	公園緑地課
8-①	自然環境	みどりの適正な育成管理	「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹の管理の推進	「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹の管理を進める。	多摩市街路樹よくなるプラン改定版に基づき、枯木の伐採及び支障樹木の伐採等により、交通支障、防犯上問題のある箇所を改善した。また、街路樹管理について沿道自治会、管理組合等の要望に基づき、防犯上の支障箇所や沿道環境を改善した。	-	-	-	-	-	・多摩市街路樹よくなるプラン改定版に基づく街路樹管理に着手する。 ・毎年多数発生する枯木・枯枝・根上りへの対応 ・街路樹の健全度調査実施の必要性	継続	道路交通課
8-②	自然環境	みどりの適正な育成管理	「みどりの管理シート」に基づく公園緑地の育成管理の推進	公園別緑地別の「みどりの管理シート」の作成を進め、地域特性を活かした育成管理を進める。	市民ワークショップを開催し、公園緑地の樹木等の状況を確認・評価し、「みどりの管理シート」を作成した。ナラ枯れ等について、グリーンボランティアと情報共有し、該当区域の伐採を行った。また、公園・緑地の管理については、樹木の繁茂による市民意見や要望を頂いた該当箇所での剪定及び伐採を行い適切な育成管理を行った。	-	-	-	-	-	今後も地域特性を活かした管理を行っていくため、地域住民とコミュニケーションを図りながら進める。また、樹木が大径化していく中、適切な管理の在り方を検討する時期に来ている。令和5年度に公園施設長寿命化計画の改訂を予定しているが、樹木管理の方策案まで盛り込めるか検討する必要がある。	継続	公園緑地課
8-③	自然環境	みどりの適正な育成管理	民有樹木の育成管理	民有樹木の育成管理支援を進める。	「多摩市緑の保全及び育成に関する条例」等に基づき、市内民有樹木を保存樹木として指定し、保全補助金を所有者に交付。	-	-	-	-	-	補助単価が「沿道斜面のみどりの保全・育成補助金」と民有樹木と同額（20円/㎡）となり、今後、民間樹木の適正な育成管理支援を目指す。	継続	公園緑地課
9-①	自然環境	パートナーシップによる公園緑地等の育成管理	既存支援制度の活用による持続的な育成管理	アダプト制度などの既存支援制度を継続して行う。	情報連絡会、情報交換会を開催している（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止）。	-	-	-	-	-	各団体共通の課題としては、活動に参加する方々の高齢化があり、今後、新たに参加する人材の確保が課題である。	継続	公園緑地課
9-②	自然環境	パートナーシップによる公園緑地等の育成管理	グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理	グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理	緑地の使用及び維持管理に関する協定を締結し市民団体が活動している公園や緑地において、緑地管理手法の技術向上や安全管理に取り組んだ（公園緑地12箇所、13団体）。	-	-	-	-	-	構成員の高齢化が懸念される団体が多い。一方、女性のボランティア講座受講者や活動団体への加入者が年々増加傾向にあり、参加層の多様化、活性化も期待される。	拡大	公園緑地課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組み内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
9-③	自然環境	パートナーシップによる公園緑地等の育成管理	市民イベント等を活用した公園緑地等の育成管理の推進	みどりに関するイベント等の主催や支援を通じて、公園緑地等の管理への理解や協力を進める。	「かまどベンチ」設置に伴う地域の住民との利用説明会を実施した。 P-PFI事業者選定に伴い、今後の多摩中央公園の使い方の検討とこれまでの取り組みをP-PFI事業者へ引き継ぎを行うために、社会実験を実施した。	-	-	-	-	-	新しくP-PFI事業者が指定管理を行う中で、今まで以上に市民が使いやすい公園を検討していくことが求められる。	継続	公園緑地課
10-①	自然環境	身近な緑化の推進	多摩市街づくり指導基準の強化や緑化などへの意識高揚の推進	事業者等の開発行為への緑化指導を進める。	「多摩市街づくり条例」に基づき協議を受け、基準に準じた緑化指導を実施。緑化の際に、生物多様性に配慮した緑化を検討してもらうために、令和3年度に街づくり指導基準を一部改正。	-	-	-	-	-	建物まで含む事業の場合には、完了検査の際に緑化の確認が出来るが、宅地造成のみの場合、事後の確認・追跡が困難であることが課題である。	継続	公園緑地課
10-②	自然環境	身近な緑化の推進	公共施設の緑化推進	市役所や学校等での緑化を進める。	学校やコミュニティーセンター等の花壇を管理運営している関係者に対し、花種や宿根草の配布を行い、公共施設での緑化に取り組んだ。	-	-	-	-	-	関係者のニーズを掘り起こし、ニーズを事業に反映することが課題である。	継続	公園緑地課
10-③	自然環境	身近な緑化の推進	市民の身近な緑化活動への支援	住民の花壇づくり等身近な緑化への支援を推進する。	自治会や管理組合など民間花壇の管理運営を行っている方々を対象に、花種や宿根草を配布。	4.5	3.5	3.3	B	令和元年度、146ページ	関係者のニーズを掘り起こし、ニーズを事業に反映することが課題である。	継続	公園緑地課
11-①	自然環境	公園緑地のリニューアル	公園緑地の総点検に基づく計画的な施設更新	(1) 都市基盤更新計画に基づく計画的な公園施設の検討を進める。 (2) 公園施設長寿命化計画を策定する。	平成29年度に「多摩市公園施設長寿命化計画」を策定。地区ごとの公園改修を実施（令和3年度は、市民ワークショップ等は開催せずに、改修対象公園の近隣小学校にアンケートを実施し、導入遊具を選定）。	4.5	3.5	3.7	B	令和元年度、146ページ	アフターコロナにおいて、意見交換会などの集会型だけではなく、アンケートやWebを利用した非接触型の意見聴取法を検討する必要があると考える。	継続	公園緑地課
11-②	自然環境	公園緑地のリニューアル	借地公園の適切な見直しの推進	利用者ニーズや土地所有者の意向をふまえた見直しを行う。	聖ヶ丘公園の返還、大栗橋公園の借地部分を買収及び整備。宮之下公園を新設整備した。一ノ宮後田公園の撤去工事を実施。	4.5	3.5	3.7	B	令和元年度、146ページ	残る借地公園の具体的な取組について、土地所有者、利用者、関係所管とも調整しながら対応方法について課内で具体的な検討をしていく必要がある。	継続	公園緑地課
11-③	自然環境	公園緑地のリニューアル	市民参加型のリニューアルの推進	大幅な見直しが必要な街区公園等の市民参加による再整備を行う。	パブリックコメント等を行った。公園の現状把握のための健全度調査を実施した。それらの結果に基づいて「多摩市公園施設長寿命化計画」を策定。改修工事が行われる公園について、物流の混乱により、遊具の工期内での納入が不可能となったため、代替遊具の選定を近隣小学校へヒアリングを行うことにより選定。	4.5	3.5	3.7	B	令和元年度、146ページ	今後、地域住民とのワークショップ及び小・中学校との出前事業及びフィールドワークの準備から学校との調整まで職員直営で行うには業務量が増大し、事務が負担となる。ワークショップ支援や実施設計の予算はセットで、計画的に平準化した予算措置を是非残してもらえよう、財政部署と調整していく必要がある。	継続	公園緑地課
12-①	自然環境	みどりのリサイクルの推進	剪定枝等の土壌改良材としての活用の推進	剪定枝を活用し、土壌改良材のリサイクルを推進する。	公園から発生した剪定枝等は、多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）及び民間のリサイクル施設に搬入し、土壌改良材等に再利用を行った。	4.7	4.1	4.1	A	令和元年度、146ページ	公園緑地内から発生する樹木の剪定枝は、可能な限り市立資源化センターに搬入するよう、仕様書に定めている。しかし、同施設への搬入量、状態、大きさには規定があるため、搬入ができない場合は、民間資源化施設へ搬入することになる。（公園緑地課） 剪定枝などのストック場所の確保、堆肥の利用促進（道路交通課） 令和3年度は、大型案件による受入を実施したにもかかわらず搬入量を増加することができなかった。これは市民の剪定枝直接持込や公共施設から発生する単枝資源の直接持込が減少していることを示すため、改めて周知等、普及啓発が必要であると考える。 また、令和元年度に単枝資源化棟プラント設備の改修工事が実施され、大型破砕機の導入により安定して高品質な土壌改良材、チップの生産が可能となったが、土壌改良材やチップの供給受入れ先の拡大が引き続き課題である。（ごみ対策課）	拡大	公園緑地課、道路交通課、ごみ対策課
12-②	自然環境	みどりのリサイクルの推進	みどりのリサイクルのあり方の検討	(1) 公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝等の身近なリサイクルを推進する。（公園緑地課） (2) 資源化センターで資源化したチップや土壌改良材の搬出量及び活用先の拡大を進める。（ごみ対策課）	(1) 公園に落ち葉溜めを設置。ウッドチップを公園路及び小中学校の敷地に敷設。資源化センターで生成した土壌改良材を、公園・緑地の花壇ボランティア団体へ配布し、花壇の土づくりに活用。（公園緑地課） (2) 剪定枝のチップ化を行い、マルチング材として学校教育施設等の敷地内歩行者通路へ敷設するとともに、友好都市である長野県富士見町にチップを提供。（ごみ対策課）	4.7	4.1	4.1	A	令和元年度、146ページ	(1) 剪定枝の搬入について、多摩市立資源化センターと民間資源化施設への搬入調整が必要である。 (2) 引き続き安定的な供給先の確保に向けた取組みとともに新たな活用方法の仕組みづくりなど、検討をすすめていく。（ごみ対策課）	継続	公園緑地課、ごみ対策課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組み内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
13-①	自然環境	文化財等の保 全と活用	史跡文化財や歴史的空間の 保全	史跡文化財や歴史的空間の保 全・維持管理を行う。	市内の指定文化財、古民家及び旧多摩聖蹟記念館、遺跡等の保 護保全、維持管理を図った。	-	-	-	-	-	指定天然記念物は、巨樹・古木のため相應の樹齢であり、枯枝や 幹にキノコ等が発生するとともに、風雪等による枝折れ被害等も生 じる。また、保護保存には定期的な剪定等、継続的な管理経費を見 込む必要がある。都指定天然記念物の「平久保のシイ」について は、令和4年度もナラ枯れ対策として薬剤散布を実施する。他の指 定樹木についても、引き続き指定天然記念物の剪定や周囲の環境を 保っていく。 古民家、旧多摩聖蹟記念館は、引き続き施設の保護、維持管理費 の削減に努めていくが、各施設ともに復元や改修から約30年から 約35年前後以上経過しており、今後、計画的に修繕、改修等が 対応の必要性があり、修繕計画等を策定していく予定である。 埋蔵文化財調査については、国庫補助事業ではあるが、ここ数年 開発事業の増加に伴い試掘調査費用も年々増加傾向にある。そのた め、ここ数年間は毎年一定の市費の財源確保が課題である。	継続	教育振興課
13-②	自然環境	文化財等の保 全と活用	みどりと連携した史跡文化 財の活用	歴史を感じさせるみどり（散策 路等）や史跡文化財の認知促 進、また史跡周辺のみどりと一 体となって市民が楽しめ、身近 に感じる活用支援を行う。	歴史分解文化継承事業を実施し、多摩の暮らしや文化、自然と の関わり方などについての講座、体験学習会等を開催。東京文 化財ウィーク期間中に開催した文化財講演会をはじめ、毎年継 続的に講座や観察会等を実施。	-	-	-	-	-	他機関と連携し、地域・郷土の歴史、文化、自然等に関連した講 座・展示等の充実を図る。 デジタルアーカイブ等の新たなツールを活用した取組を展開してい く。	継続	教育振興課
14-①	生活環境	公害の発生防 止と迅速な対 応	公害の発生防止	(1) 東京都等の関係機関と連 携を図り、関連法や条例等に基 づいた規制・指導・監視によ り、工場や建設現場からの公害 の発生防止を図る。(環境政策 課) (2) 水質事故や野外焼却等 による公害の発生を未然に防止す るための啓発活動を実施する。 (環境政策課)	(1) 工場や建設現場について、市民からの相談を受けての指 導F37/M37のほか、関係法令・条例等に基づく申請や届出時 を利用して、公害防止のための注意喚起や改善指導を行った。 工場の申請、指定作業場や特定建設作業の届出の際には、 チェックシートを活用して公害防止の措置と規制基準の遵守を 徹底させた。 (2) 水質汚濁の防止に関しては指導を強化しており、水質事 故が発生し、原因者が特定できた場合、清掃と改善計画書を提 出させ、現状復帰と再発防止のため指導を行った。野外焼却等 については、市公式ホームページに公害の発生防止の記事を掲 載して啓発を行った。	4.3	3.9	3.8	A	平成28年度、 140ページ	公害の発生を未然に防止するため、チェックシートの活用は指導項 目を漏らさず簡潔に説明することができ有効である。今後も継続す る必要がある。 公害苦情相談のうち、特に水質事故の原因が特定できない事例 は、再発の恐れが懸念される。公害の発生防止を向上させるため、 今後は水質事故発生時の原因特定率を向上させる必要がある。	拡大	環境政策課
14-②	生活環境	公害の発生防 止と迅速な対 応	公害への迅速な対応	(1) 公害等が発生した場合の 市への緊急連絡体制等を整備す るよう、事業者等を指導する。 (2) 環境回復に向けた必要な 処置・対応を行う。	(1) 工事で雨水管に湧水等の排出を計画する事業者に対して は、事前に緊急連絡体制図を作成させ、排水計画書に添付する よう指導を行った。 (2) 市民から公害苦情相談を受けた場合は、現場を確認し、 原因者に改善指導を実施。野外焼却に対しては、現場を確認し た上で指導を行い、再発防止を徹底。航空機騒音は主に米軍艦 載機や陸上自衛隊立川飛行場を離着陸する一部のヘリコプター によるもので、関係機関へ改善の申し入れを行った。	4.3	3.9	3.8	A	平成28年度、 140ページ	公害苦情相談は、引き続き現場を確認しながら適切な対応を行い、 再発防止に努める。 市では具体的な対策が行えない航空機騒音については、引き続き、 東京都などを通じて国への働きかけを強化する必要がある。	継続	環境政策課
15-①	生活環境	生活環境の保 全	生活環境の保全のためのモ ニタリング(定期調査と情 報提供)	大気、水質及び流量、ならびに 交通量等を把握するとともに、 測定結果を公表する。	大気環境調査、河川の水質調査、交通量調査、自動車騒音の常 時監視調査・評価を行い、結果を市公式ホームページで公表。	4.2	3.3	3.2	B	平成28年度、 141ページ	大気環境調査で環境基準値を超過した項目は、光化学オキシダ ントのみであった。光化学オキシダントは光化学スモッグの発生原因 物質として、環境基準の達成率は全国的に低く広域的な課題であ る。光化学オキシダントの主な発生原因はVOC(揮発性有機化合 物)と言われているが、市内の対象となる事業所は、他市と比較し て少なく、その排出量も少ないため、環境基準値を超過した原因は 市域を越境した広域的な影響によるものが大きいと考えられる。 河川の水質調査の結果で環境基準値を超過した項目はpHとBOD と大腸菌群数であった。特に大腸菌群数は、平成29年4月に行われ た環境基準の類型指定の見直しにより、基準値が厳しくなり、さら に達成できない状態が続いている。(参考：大腸菌群数の環境基準 値 B類型 5000MPN/100mL以下→A類型 1000MPN/100mL以下) 道路交通騒音については、平成29年度から令和3年度までの市全 体の達成割合は99.1%であった。 市内の交通量は、令和2年度の結果と比較すると主要交差点9地 点のうち6地点で増加し、3地点で減少していた。 これらの調査を行ったことで、市内の環境の状況を把握すること ができた。	拡大	環境政策課
16-①	生活環境	放射線への対 応	放射線にかかる情報提供と 迅速な対応	(1) 東京都等の関係機関と連 携を図り、大気、水、土壌等の 放射線量を把握し、必要な情 報提供を迅速に行う。 (2) 国等の定める基準を超え た放射線量が確認された場合、 関係機関と連携して、除染等の 必要な対応を図る。	福島第一・第二原子力発電所の事故による放射線の影響につ いては、毎月定点測定を実施。また、学校給食については、放射 性物質の検査を実施。	3.5	3.2	3.2	B	平成28年度、 142ページ	福島第一・第二原子力発電所は廃炉に向けた取組みが進められて いるが、報道によると、当初の計画通り進んでおらず、また、放射 性物質を含む汚染水対策も現在まだ万全な体制ではない。 放射線に対する市民の不安は、市に寄せられる相談件数を見る と、ほぼ収束傾向にあると認識しているが、まだ不安を感じている 市民も少なくない。 今後についても、市民の不安への対応と基礎データの収集を引き 続き行うため、空間放射線量率の定点測定等を継続していく必要が ある。	継続	環境政策課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
17-①	生活環境	まち美化の推進	まち美化の推進	(1)「多摩市まちの環境美化条例」に基づきまちの美化の推進を図る。 (2)市民団体等と連携し、まちの美化の推進を図る。 (3)「多摩市まちの環境美化条例」施行後の条例の市民への周知状況を把握して、新たな施策展開を検討し取り組む。	(1)路上喫煙・歩行者喫煙の禁止について啓発するため、まち美化重点区域を周知する路面シートを設置・維持管理。 (2)まち美化キャンペーン、消費生活フォーラム&エコフェスタにおける「多摩市のまち美化活動」のパネル展示による啓発を実施。 (3)空き地の雑草や樹木の適正管理についてまち美化推進協議会で検討を実施。	4	3.2	3.2	B	平成28年度、144ページ	誰もが快適に過ごせる環境づくりは必要不可欠であり、吸い殻やごみのポイ捨てなど、まちの環境美化を損なう行為は、街のイメージダウンにもなる。そのため、今後もさらにまちの美化の推進のための啓発に尽力する必要がある。イベントを行う際は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、感染症対策を万全にし、普及啓発を行っていく必要がある。 ・近年の有無ごみ問題にもつながる取組でもある。今後10年は多摩市プラスチック削減方針の取組とセットで進めていく必要がある。	拡大	環境政策課
18-①	生活環境	路上駐車・放置自転車の防止	路上駐車・放置自転車の防止	(1)必要に応じて、自転車放置禁止区域を見直すとともに、公共駐輪場を適切に整備する。 (2)市民団体等と連携し、違法駐車や放置自転車の防止を図るため、監視やキャンペーン等を実施する。	(1)放置自転車等について、指導・撤去を実施。令和3年度は、駅周辺の無料駐輪場を廃止し、新たに駐輪場を整備。市営駐輪場の防犯カメラシステムの入れ替えや駐輪ラックの配置変更を行った。 (2)市内4駅で放置自転車クリーンキャンペーンを実施。また、市内2駅で違法駐車及び放置自転車防止に向けた啓発活動を実施。	3.9	3.5	3.5	B	平成28年度、145ページ	放置自転車台数は減少傾向であるため、今後は撤去台数等の状況を見ながら放置自転車等を増加させずに指導・撤去作業を効率的かつ効果的に実施していくことが課題となる。 また、唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。	継続	交通対策担当
19-①	生活環境	みどりと都市が調和した街なみの保持	原風景の保全	多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることのできる景観の保全のため、良好な景観ポイントの周知等を行う。	多摩市都市計画マスタープランに基づき、多摩市の原風景や、歴史を感じることのできる景観の保全について周知を実施。 (都市計画課) 日野市境の3つの地区を、原風景を残す景観上も貴重な地区として捉えている。(公園緑地課)	4.1	3.5	3.1	B	平成28年度、146ページ	将来の保全に向けて、都市計画や農政部局とも連携し、引き続き、土地動向など情報収集に努める。(公園緑地課)	継続	都市計画課、公園緑地課
19-②	生活環境	みどりと都市が調和した街なみの保持	街なみに配慮した建物等の建設	1)公共施設等の建設に際して、街なみに調和するように努める。(都市計画課、施設保全課) (2)開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づき、必要な助言・指導を行う。(都市計画課)	(1)公共施設の改修工事で、街並みに調和するような配慮を実施。(施設保全課) (2)開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、街づくり条例に基づき助言・指導を行っている。(都市計画課)	4.1	3.5	3.1	B	平成28年度、146ページ	改修工事においても街並みに調和するように努めていく。(施設保全課)	継続	都市計画課、施設保全課
19-③	生活環境	みどりと都市が調和した街なみの保持	街なみの保全や育成等に関する制度等の活用	地域主体の街なみの保全や育成に際して、地区計画等の適切な活用を支援する。	街づくりに関する専門家の派遣や活動費の助成メニュー用意、随時の住民相談等を実施。 令和3年度は、聖蹟桜ヶ丘北口周辺地区地域街づくり計画を認定。桜ヶ丘1-53番地地区の地域街づくり協議会の活動の支援を継続して行った。	4.1	3.5	3.1	B	平成28年度、146ページ	地区整備計画等の策定に向け、地権者間の合意形成について調整中である。合意に向けてどのような働きかけをしていくかが課題である。	継続	都市計画課
20-①	地球環境	ごみの発生抑制と減量の推進	ごみの発生抑制と減量の推進	「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の行動につなげるために必要な普及啓発や支援を行う。	令和3年度から、「小型家電・金属類の資源分別収集」や草枝ごみの資源化に向けた新たな取組を開始。 ダンボールコンポストの普及を図るため、使い方相談会(サロン)の開催、モニター募集、アンケートを実施。 事業系ごみは、東京都環境局資源循環推進部と連携をした大規模事業所への立ち入り調査などを実施し、一般廃棄物と産業廃棄物の資源化の協力依頼と減量啓発を実施。	4.4	3.1	2.9	B	令和2年度、148ページ	生ごみ処理機器等認知度を更に高める必要性があり、補助金制度を利用して更なる取組拡大に向けて啓発活動を行う。特に、潜在的に生ごみ処理に関心がある市民へ、いかに啓発を行うかが重要となってくる。事業系ごみについては、引き続き多摩清掃工場での搬入物検査と排出事業者への訪問指導などを実施し、適正排出と資源化の取組を推進する必要がある。今後のごみ減量・資源化施策全体について、後期「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量・資源化に総合的に取組を行う。	拡大	ごみ対策課
20-②	地球環境	ごみの発生抑制と減量の推進	エコショップ・スーパーエコショップの推進	環境に配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる小売店舗をエコショップやスーパーエコショップとして認定するとともに、普及啓発を推進する。	「多摩市エコショップ」を加え、「スーパーエコショップ」を新設し、区分A・B・C店舗の認定調査を行い、認定を行った。	4.4	3.1	2.9	B	令和2年度、148ページ	制度の趣旨を広く理解してもらい各事業者の積極的な環境への取組の啓発をお願いし、認定調査書の評価項目は今後も適宜改正していく必要がある。取組自体について検討を行う必要がある。	拡大	ごみ対策課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組み内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
21-①	地球環境	ごみの適正処理に向けた分別の徹底	ごみの分別の徹底	(1) ごみや資源の分別基準表、パンフレット、カレンダー等により、わかりやすいごみ・資源の分別を進める。 (2) 廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携して、地域のごみ問題に関する情報の収集や、取組みの周知、啓発事業を進める。 (3) 分別されたごみの適正処理を進め、衛生的な環境づくりを進める。	ごみ減量情報紙「ACTA」や「ごみ・資源の収集カレンダー」を発行した他、スマートフォン用のごみ・資源分別アプリ等を活用した啓発や親子向けの事業について周知。廃棄物減量等推進員向けに各地域の情報共有会（ブロック会議）や清掃工場などの工場見学会を実施。	4.8	4.1	3.8	A	令和2年度、148ページ	家庭系ごみ、事業系ごみともに燃やせるごみの中に雑紙類などの資源物がまだ多く含まれているため、分別の周知徹底を行い、更にごみ減量を進める必要がある。資源分別アプリなどの反応が良いため積極的に活用したい。	拡大	ごみ対策課
22-①	地球環境	資源の有効利用	資源の有効利用	(1) 回収された資源を適切に中間処理し、有効利用を進める。(ごみ対策課) (2) 多摩ニュータウン環境組合と連携し、粗大ごみの再利用や、多摩清掃工場における資源回収、リサイクルセンターとの連携を図る。(ごみ対策課) (3) 「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努めるとともに、その推進を図る。(関係課)	(1) 市民から排出された容器包装プラスチック等各種資源物は、エコプラザ多摩において中間処理を行い、有効活用を図る再資源化処理工場へ搬出している。 (2) 多摩清掃工場内リサイクルセンターにて、粗大ごみとして排出された家具等を市民へ販売することにより、ごみの減量とリサイクル意識の向上を図っている。 (3) 市役所では、「多摩市グリーン購入推進方針」及び「多摩市グリーン購入ガイドライン」により、環境配慮物品等の調達を実施。	4.7	4	3.7	A	令和2年度、148ページ	(1) 市民のPETボトル排出において、飲み残しやキャップ、ラベルが付いているものが多いため、リサイクルレベルを高めるため、適正な排出についてさらなる啓発を行う。 (2) 引き続き、多摩ニュータウン環境組合、リサイクルセンターと連携し、資源の有効利用を推進する。 (3) 地球温暖化対策は喫緊の課題であり、今後もプラスチック利用方針等の社会経済情勢、国や東京都の動向を踏まえ、市でも温暖化対策に資する計画や方針を策定・更新していく予定である。そのため、毎年度、最新の計画・方針等に合った対象品目等の更新を随時行っていくことが必要である。	拡大	ごみ対策課、環境政策課
22-②	地球環境	資源の有効利用	焼却灰の再利用	ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用し、ごみの埋立量を減らす。	東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において、焼却灰をエコセメント化し、コンクリートやコンクリート製二次製品として再利用している。	4.7	4	3.7	A	令和2年度、148ページ	平成27年4月から不燃ごみの焼却灰も可燃ごみの焼却灰と同様に、エコセメントの材料として搬入しており、最終処分場でごみの埋め立てはなくなった。現エコセメント施設は、令和8年度～12年度の5ヶ年のプラント設備改修工事を実施するため、工事期間中の搬入分は一時的に埋立し、竣工後に掘削し資源化するとしているが、具体的手法について今後検討する必要がある。	拡大	ごみ対策課
22-③	地球環境	資源の有効利用	リサイクル活動の支援	資源集団回収等、地域でのリサイクル活動を支援する。	自治会、管理組合等資源の集団回収に取り組む登録団体に対して補助金を交付することにより、地域でのリサイクル活動の支援を実施（回収量は新聞類、古布類の回収量の減少により、全体的には減少傾向。一方、在宅勤務の増加などによりダンボールの回収量は増加）。	4.7	4	3.7	A	令和2年度、148ページ	引き続き、資源集団回収事業を推進するため啓発を行い、総ごみ量の削減と資源化率の向上につなげる。新築マンション管理組合等に取組みを始めてもらえるよう時期を捉えた働きかけが必要である。また、補助金単価の引下げによる回収量の減少も懸念されるため、更なる補助金単価の引下げについては慎重に対応する必要がある。	拡大	ごみ対策課
23-①	地球環境	生ごみのリサイクルの推進	生ごみ堆肥化の促進	生ごみの自家処理施策として生ごみの堆肥化の取組みに対し、適切な支援を行う。	生ごみ処理機器購入補助制度や生ごみリサイクルポーターと協働で講習会を実施するなどにより生ごみの自家処理を推進。「生ごみ入れません!袋」を無料配布。ダンボールコンポストのモニター募集、アンケートを実施している。	3.9	3.3	3	B	令和2年度、148ページ	生ごみ処理機器等の補助制度を活用した取組みの拡大と、継続的に取組むことのできる仕組みづくり、またそれを広めるための広報が必要である。募集世帯については30世帯としていたが、募集枠までには集まらなかったため更なる周知・啓発が必要である。	拡大	ごみ対策課
24-①	地球環境	省エネルギーの推進	省エネルギーの実践	(1) 「多摩市地球温暖化対策実行計画」の中間見直しを踏まえた公共施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減に努める。 (2) 家庭でできる省エネルギーの紹介や相談など、市民への情報提供や普及啓発を行う。 (3) 地球温暖化対策や省エネルギー対策に関する関係法令・制度の情報提供に努める。	(1) 公共施設での空調機器の適正な使用等を推進するため、庁舎のエネルギー使用量の調査、選定した改善項目についての協議、職員への啓発を実施。令和3年度は、「第二次多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】」を改訂。 (2) 夏の省エネルギー対策の取組みとして、主に家庭での電気使用量を削減するため、「多摩市版クールシェア」（平成28年度～）、「クールチョイス啓発誌」の全戸配布（令和2年度）により、市民への普及啓発を実施。 (3) 市の地球温暖化対策及び省エネルギーに関する取組み、都の取組みなどを、たま広報・市公式ホームページに掲載するほか、市公式YouTubeでの気候非常事態宣言に関連する動画の公開、図書館企画展示を実施。	4.9	3.6	3.4	B	平成30年度、140ページ	(1) エネルギー使用量は昨年度に引き続き、実行計画の目標値である二酸化炭素排出量に達した。今後も令和4年度に平成22年度比で温室効果ガスを10%削減するという目標に向かって取組むとともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた中期目標として、2030年までの目標値を新たに定める必要がある。また、公共施設の省エネルギーについては継続して行うことが必須であるため、職員啓発についても継続して行っていく。 (2) 多摩市版クールシェアについて、令和4年度に令和元年度の課題点（事業の広報を広く行ったほか全国紙にも掲載されたが、協賛店舗数・参加者数は減少した。今後は、啓発誌の電子書籍化など啓発誌の使いやすさを向上していく必要がある。）を元に、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、シェアを推奨するクールシェア以外の省エネ推進方法を検討する必要がある。 (3) 国や東京都等で行う取組みを含めると、情報量や啓発物はかなり多くなる。配布した啓発物の反響や効果等を踏まえながら、ホームページやたま広報など様々な媒体を使用し市民の方への周知を行っていく。	拡大	ごみ対策課

←バック型は？
⇒バッグ型とは、「LFCコンポスト」のことかと思えます。その商品も多摩市の生ごみ処理機器購入費補助の対象ですが、多摩市とダンボクラブが共同開発した「ダンボちゃん」を推奨します。【ごみ対策課】

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組み内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
24-②	地球環境	省エネルギーの推進	省エネルギー型の設備や機器の導入	公共施設の空調や照明等に、省エネルギー効果の高い設備や機器の導入を推進する。	公共施設の工事において照明設備のLED器具、高効率タイプの空調機器の導入を行った。(施設保全課) ナトリウム灯以外の街路灯についてLED化工事を行った。平成30年度から、ESCO事業者による維持管理業務を開始した。(道路交通課) 本庁舎においては、ポンプ類の高効率機器への更新及び節水型のトイレ衛生器具類への更新など省エネルギー効果を高めた運用を実施。(総務契約課)	4.9	3.6	3.4	B	平成30年度、140ページ	環境配慮導入マニュアルに則り、脱炭素を実現するために積極的に進めていく。導入は、環境推進本部会議の決定による。(施設保全課) 街路灯柱等に係る更新を今後どのように行っていくか課題となる。(道路交通課) 本庁舎建替え計画を踏まえながら第二庁舎・第三庁舎・東庁舎・各会議室棟の老朽化に伴う空調機等の更新に合わせた省エネルギー効果の高い設備・機器の導入を検討する。(総務契約課)	拡大	施設保全課、道路交通課、総務契約課
24-③	地球環境	省エネルギーの推進	みどりによる省エネルギー活動の推進	公共施設での緑化や、グリーンカーテンづくりを推進する。	教育委員会と協働で行う「グリーンカーテン事業」として、市内の小中学校にゴーヤの種を配付。育てたゴーヤの苗で、公共施設におけるグリーンカーテンづくりを推進。 環境出前授業を実施(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。令和3年度は2校で実施)。	4.9	3.6	3.4	B	平成30年度、140ページ	グリーンカーテンの出前授業については、市内小中学校から数多く手を挙げてもらっているが、種まきや苗植えなどの時期が限定されることもあり、希望する全学校で実施できていない現状にあるため、マニュアルを配布することで栽培のサポートを行っている。 栽培のサポートだけでなく、グリーンカーテンによる具体的な省エネルギー効果や地球温暖化対策についても分かりやすく啓発する必要がある。	廃止	環境政策課
24-④	地球環境	省エネルギーの推進	水素エネルギー利活用推進	水素社会実現に向け、燃料電池コージェネレーションシステムや燃料電池自動車などの普及啓発を推進する。	住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金に基づき、家庭用燃料電池(エネファーム)の導入補助を実施。 庁有車の燃料電池自動車を活用し、イベントでの展示、外部給電器を用いた非常用電源としての啓発を実施。 市内水素ステーションや民間バス会社に導入された燃料電池バスについて話を伺い、市公式ホームページで記事を公開。	4.9	3.6	3.4	B	平成30年度、140ページ	エネファームについては、国の補助金事業が終了したこと、本体価格が低廉化したことから市の補助金事業の実施は令和3年度で終了した。今後は、燃料電池自動車を用いて、水素エネルギー利用の周知啓発を行っていく。	拡大	環境政策課
25-①	地球環境	再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギーの導入促進	(1) 公共施設の改修に併せて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。(施設保全課) (2) 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの情報提供や普及啓発活動を行う。(環境政策課)	(1) 公共施設の改修において、太陽光発電の導入を行った。複合文化施設等改修に伴う電気設備工事を行った。(施設保全課) (2) 家庭向けの脱炭素化への取組みとして、住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金を行った。令和3年度からは補助対象に蓄電システムを追加して再生可能エネルギー導入を促した。また、東京都の「みい電気」や「とちょう電力プラン」等を積極的に周知した。(環境政策課)	4.8	3.7	3.5	A	平成30年度、141ページ	(1) 環境配慮導入マニュアルに則り、建物の耐荷重を考慮しつつ、導入を検討する必要がある。導入は、環境推進本部会議の決定による。(施設保全課) (2) 蓄電池や断熱窓を設置する場合、都の補助金を併用している割合が高いので、市としても国・都の動向や情報を把握して、事業者や市民に向けて併用可能な補助金制度の周知を積極的に行っていく。また、市内での環境配慮の取組みについて、積極的に発信をしていく。(環境政策課)	拡大	環境政策課、施設保全課
25-②	地球環境	再生可能エネルギーの推進	ごみ焼却の余熱利用の推進	多摩ニュータウン環境組合と協力して、ごみ焼却時に生じる余熱や電力の利用を進める。	ごみの焼却により発生した廃熱により蒸気タービン発電機で発電し、その電力で清掃工場内の電力使用をまかない、余った電力を売電している。	4.8	3.7	3.5	A	平成30年度、141ページ	ごみの資源化・減量が進んでいるため、焼却ごみ量が減少化する傾向にある中で、安定的な熱供給の確保が課題となっている。令和4年度よりごみ焼却時に生じる電力を45公共施設に供給する電力地産地消事業を実施。今後は事業の継続及び供給先の拡大を検討する。	拡大	ごみ対策課
26-①	地球環境	雨水地下浸透の推進	雨水地下浸透の推進	(1) 歩道や公園に透水性舗装を施したり、公共施設に地下浸透施設を設置し、雨水の地下浸透を図る。(道路交通課、公園緑地課、施設保全課) (2) 市民や事業者が、雨水地下浸透施設を導入する際に、適切な指導を行う。(下水道課)	(1) 学童クラブ、歩道、公園等では、浸透枘や透水性舗装などの地下浸透施設を設置。 (2) 開発行為及び街づくり条例に基づく協議の際など、雨水地下浸透施設を設けるよう適切な指導を実施。(下水道課)	-	-	-	-	-	(1) 透水性舗装は一般的な舗装に比べるとコスト高になる。また、透水機能を維持するためには、定期的なメンテナンスが必須である。多摩市は丘陵地の為、土留め施設付近での浸透は、不適切と考える。(道路交通課) 透水性のアスファルト舗装の場合は、一般舗装と比較して施工単価が高く、定期的な清掃等の維持管理コストが増え、透水機能の持続が難しいのが課題として挙げられるので、街区公園の場合は、アスファルト舗装自体が余り無いため、現況に合わせた復旧の方がコストは下がると考える。(公園緑地課) 近年の豪雨対策が求められている中、市雨水対策基準の見直し状況に応じ、浸透枘や浸透トレンチ設置などによる対策手法を検討する。(施設保全課) (2) 近年増加する豪雨への対策として、流域対策の見直しなど、浸水被害軽減に向けた取組みが必要となっている。(下水道課)	継続	道路交通課、公園緑地課、施設保全課、下水道課
27-①	地球環境	雨水貯留の推進と水の有効利用	雨水貯留施設の導入と活用	(1) 公共施設において雨水貯留施設の導入を図る。(下水道課、施設保全課) (2) 貯留した雨水を、災害時の防火用水や水やり・打ち水などに活用する。(施設管理所管課)	(1) 雨水貯留施設の補助制度等について、市公式ホームページ、広報、チラシにより啓発を実施。(下水道課) (2) 市有施設の建替えや改修などの際、雨水貯留施設を設置し、トイレや床の洗浄、冷却水への補充、校庭への散水に雨水を使用。	-	-	-	-	-	今後、市雨水対策基準の見直し状況に応じ、設置内容などを含め対策手法を検討する。(施設保全課)	継続	下水道課、施設保全課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組内容 (平成24～令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
28-①	地球環境	自動車排出ガスの削減	環境にやさしい自動車利用の推進	低公害車・低燃費車等の環境にやさしい利用車の導入を計画的に進める。	車両の入替に伴い、低公害車・低燃費車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を含む）を導入。	-	-	-	-	-	平成30年度から3年間は補助金等を活用しながら、環境にやさしい自動車への入替を行った。今後も環境配慮の観点から、全庁用車に占めるクリーンエネルギー自動車の割合の向上のため、引き続き環境にやさしい車両の導入を行う予定だが、現在、販売中の貨物用電気自動車は、ラインナップが少なく生産も停止中のため、補助金を活用した導入が計画どおり進むかが課題である。	継続	総務契約課
29-①	地球環境	公共交通・自転車利用の促進	公共交通利用の推進	より便利で利用しやすい公共交通体系の実現に向け、事業者への改善要請を行う。	多摩市交通問題連絡協議会において交通事業者と協議を実施。同協議会を平成28年度に多摩市地域公共交通会議と名称を改め、令和元年度に、多摩市地域公共交通会議を設置して実証実験を計画「多摩市地域公共交通再編実施計画」を策定（新型コロナウイルス感染症の影響で、実施を延期）。	-	-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、「多摩市地域公共交通再編実施計画」に基づく実証実験の実施等の検討を行っている。	継続	交通対策担当
29-②	地球環境	公共交通・自転車利用の促進	自転車・徒歩による健康増進	自転車歩行者専用道や自転車レーン、駐輪場の整備など自転車を利用しやすい交通体系づくりを検討する。	市内駐輪場にて、自転車利用者に対するマナーアップ事業を実施。令和3年度は、駅周辺の無料駐輪場を廃止し、新たに駐輪場を整備。	-	-	-	-	-	唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。	継続	交通対策担当
30-①	環境情報	地域と連携した環境教育の推進	ESDの推進	(1) 地域とのつながりを大切にした環境教育を進める。(教育指導課) (2) 「多摩市子どもみらい会議」を開催し、住み続けるまちづくりをテーマに児童生徒の学習成果を発表し合い、意見交換を行うとともに、未来のよりよい社会を創造するためのメッセージをまとめ発信する。(教育指導課) (3) 「ESD実践事例集」を作成して当該年度の取組の成果を共有するとともに今後の教育活動の改善・充実に役立てる。(教育指導課) (4) 環境地図展などを開催し、小・中学生やその家族の環境に対する意識の向上を図る。(環境政策課)	(1) 地球温暖化防止をテーマとする市民団体との連携授業を実施した。地域団体と連携を図り、体験的な活動の充実を図っている。また、各学校においてはESDを推進し、総合的な学習の時間等を中心とした環境教育を進め、地域の自然環境を活用した体験的な活動を積極的に推進。 (2) ESD推進校では、子ども未来会議を開催（令和3年度は降雪の影響で中止）。発表の準備を進めた。子どもみらい会議（令和3年度中止）を開催した。また、各学校の取組を「子どもが創る多摩市のみらい（ESD実践事例集）」としてまとめた（令和3年度は多摩市気候非常事態宣言を踏まえた取組を掲載）。 (3) 「2050年の大人づくりのための20章」「多摩エリア小中学校のESD活動事例とESDを支える地域団体の取組」「ESD多摩コンソーシアムデータブック」「持続発展教育・ESD実践事例集」「子どもが創る多摩市のみらい」を作成・配布した。また、多摩市教育委員会主催のESD実践研修を実施。 (4) 「多摩市身のまわりの環境地図作品展」を毎年度に開催（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、これまでの会場での開催から全作品を多摩市公式ホームページに掲載）。	-	-	-	-	-	(1) より充実した環境教育が実施されるために外部団体とのより密な連携が求められる。そのための打ち合わせ時間等の確保を行っていく。 (2) 学校における環境教育に係る学習を見直し、多摩市の出した気候非常事態宣言を踏まえた取組の充実を図ることができるよう、指導・助言を行う。 (3) 昨年度と同様に学校が事例集を参考に、自校の取組を見直し、改善を図ることができるよう、指導・助言を行う小中連携を図った取組みや義務教育9年間を見通したESDで育成する資質・能力の設定など、子どもたちの主体性を育むESDを推進できるよう、ESD実践研修等の更なる充実を図る。 (4) 作品募集や展示方法を見直し、昨今の社会情勢を鑑みた開催手法を検討するとともに、作品を出展する学校数の増加や、作品展への来場者数の増加にも力をいれていきたい。	拡大	教育指導課、環境政策課
30-②	環境情報	地域と連携した環境教育の推進	幼少期における環境学習の推進	(1) 市内幼稚園や保育園、児童館や学童クラブ等で、環境への理解を深める機会を設ける。(子育て支援課、児童青少年課、こみ対策課、環境政策課) (2) 子どもを対象とした農業体験事業を実施する。(児童青少年課)	(1) 野菜の栽培、身近な生き物の観察、自然物で遊ぶ、雪遊び等の自然体験イベントを実施。保育士・栄養士・調理師が関わり食品ロス削減の取組を実施。児童館や学童クラブでグリーンカーテンを育てる取組を実施。 市内小学校4校の4年生を対象に、資源循環型社会の構築に向けた取組を学習する。身近な題材を取り入れながら分かりやすく理解してもらうことを目指して出前教室を実施。令和3年度から、特にプラスチックごみや、食品廃棄物の削減についてSDGsの一部を説明。またペットボトルの分別方法を浸透させるための啓発を行った。(こみ対策課) (2) 農業委員会と連携し、市内の畑でサツマイモ等を育て、収穫し、食物の成長や多摩市内の農業環境を学んでいる。	-	-	-	-	-	(1) プラスチックごみの減量について、保護者も巻き込みながら伝えていきたい。(子育て支援課) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、定員の設定や飲食禁止について、いつまで実施するのか。(児童青少年課) プラスチック削減に向けた取組みや、依然排出量の多い食品ごみについて更に理解を深めていくことが課題となる。(こみ対策課) (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、定員の設定や飲食禁止について、いつまで実施するのか。(児童青少年課)	拡大	子育て支援課、児童青少年課、こみ対策課、環境政策課
31-①	環境情報	環境を楽しむ体験型活動の充実	子どもを対象とした環境活動の推進	(1) 子どもを対象とした楽しみながら環境について学ぶ機会を設ける。(環境政策課) (2) 子どもを対象とした自然の中でのキャンプ、イベントへの支援を行う。(児童青少年課) (3) 子どもを対象とした伝統行事等を体験する機会への支援を行う。(児童青少年課)	(1) 約20事業を計画・実施（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策を図りながら10事業を実施）。 ・事業を計画（10事業）：多摩市まち美化キャンペーン～ごみゼロデー～、川の生き物調査・観察会、多摩川源流体験サマーキャンプ、大栗川水辺まつり、多摩市版クールシェア、乞田川の恵み、多摩川カヌー体験教室、一宮用水生きもの調査、冬鳥観察会、安全講習と川遊び ・事業を計画及び実施（10事業）：多摩市水辺の楽校楽校式、一宮用水生きもの調査、グリーンカーテン環境出前授業、図書館生物多様性企画展示、旧多摩聖蹟記念館 昆虫展示、一宮用水生きもの調査、多摩市まち美化キャンペーン、親子でいきもの発見in多摩鶴牧、多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ2021、多摩市身のまわりの環境地図作品展 (2) 中高生のリーダー育成に視点を置いた、宿泊キャンプをハケ岳少年自然の家で実施（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）。 (3) 青少年地区委員会のもと、それぞれの地域でどんど焼きを実施。青少年活動サポーターによる多摩そば（うどん）作り（指導）の派遣事業を実施（派遣回数：毎年度約17回（打ち合わせ、麦の育成授業等を含む）	-	-	-	-	-	(1) コロナ禍でも実施する手法の検討と共に、これまでの課題でもある実施事業の新たな担い手の育成や手法の検討をするとともに、計画的な事業実施をして、事業数を増やしていく必要がある。(環境政策課) ・気候問題や環境問題に対する行動の意識付けは子どもの頃からの体験や学習がとても重要である。令和4年度の取組み内容にはなるが、マイクロプラスチックの現状を考える子供向けセミナー「作って、学ぼう！マイクロプラスチックのこと」を中央大学と連携して行った。今後は楽しみながら環境について学ぶ機会の中に、気候問題の解決につながる企画をさらにたくさん実施していく必要がある。 (2) 青少年リーダー、青少年活動サポーターについて、コロナ禍における財政上の理由から令和5年度以降は廃止となったので、従来のイベントの代替となるイベントについて考えていく必要がある。 (3) 今後伝統行事を担うであろう、地域の中学生などの参加の促進。	拡大	環境政策課、児童青少年課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組み内容 (平成24～令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
31-②	環境情報	環境を楽しむ 体験型活動の 充実	環境を楽しむ多様な機会の 提供	(1) 自然観察会や生き物の写 真の投稿会など、生き物にふれ あう機会を提供する。(環境政 策課) (2) 家庭菜園や体験型市民農 園など、農に親しむ場を提供す る。(経済観光課) (3) 炭焼きやぞうり作り、古 民家体験会など、多摩の伝統的 生活を体験する機会の提供。 (教育振興課) (4) 市民団体等と連携し、み どりや環境に関する講座や講習 会、体験型イベント等、市民 ニーズに応じた多様な機会を提 供する。(公園緑地課、教育振 興課)	(1) 多摩市水辺の楽校などと協働して、大人たちにも子ども たちに水辺の生き物を調査・観察させるイベントを企画・実施 (令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に より多くのイベントが中止、又は完成対策を図り実施) (2) 家庭菜園は、市民の余暇活動の一環として土に親しむ機 会を提供するため農家から農地を借り、区画毎に貸し出しを 実施(毎年度、200～300区画)(経済観光課) (3) 炭焼き事業を実施(毎年度に3回程度実施し、延べ約90 人が参加) (4) 市民団体(多摩グリーンボランティア森木会)と協働 し、多摩市グリーンボランティア講座(初級)を実施。令和2 年度からは中級の講座を追加。その他「たけのこ掘り」「緑の 探検隊」等体験型の事業を展開。また恵泉女学園大学と連携 し、自治会や管理組合の花壇等を管理するグループを対象に、 花の種の配布や野菜作りという体験型イベント(大学の公開講 座)を実施。また、公園・緑地内の花壇等を管理するグルー プを対象とする「コミュニティ花壇講習会」の実施。(公園緑地 課) 旧多摩聖蹟記念館において、市民団体「多摩市植物友の会」と の共催で植物観察会を開催(毎年度複数回、約200人が参 加)。(教育振興課)	-	-	-	-	-	(1) 河川の生き物の調査・観察を盛り込んだイベントのほか「多 摩市いきもの季節観測」および多摩市公式ホームページ内の「多摩 市内で見つけた自然を教えてください」コーナーや「多摩川野鳥ギャ ラリー」コーナーを、より多くの市民の方知ってもらうことで、 市内の自然や動植物への関心を高める必要がある。 (2) 相続関係などで土地所有者が家庭菜園用地の返却を求めてく るケースが増えてくるのが考えられるが、都市農地の賃借の円滑 化に関する法律が施行されたため、生産緑地内農地についても家庭 菜園の候補地としての検討が可能になった。しかしながら、民間で も同様のサービスがあるため、存続・規模縮小・廃止なども含めて 家庭菜園の考え方も検討する必要がある。(経済観光課) (3) 講師が高齢化しているため、次世代を担う講師の育成や団体 の確保新たな人材や団体の育成が大きな課題である。 (4) グリーンボランティア講座修了者の活動団体への登録及び新 たな活動場所の掘り起こし、ボランティアの高齢化などの課題に引 き続き取り組み、今後より一層市民団体と協働して取り組んでい くことが必要である。(公園緑地課) より幅広い世代の参加を目指して、連携している市民団体とともに 実施内容を検討する。(教育振興課)	拡大	環境政策課、公園緑地 課、経済観光課、教育 振興課
32-①	環境情報	人材の育成と 体制づくり	指導者・リーダーの育成	みどりや環境活動に関する指導 者・リーダーの育成を図る。	多摩市民環境会議との共催により環境学習セミナーを実施(毎 年度、3回シリーズ)。市民協働事業の新たな担い手作りの一環 として、「川の生き物調査・観察会」「芝田川の恵み」におい て当日ボランティアスタッフを募集(令和2・3年度は新型コ ロonavirus感染症拡大の影響により中止)。(環境政策課) 令和2年度から、市民団体(多摩市グリーンボランティア森木 会)と協働し、公園や緑地の雑木林等の管理に関わる指導者養 成のための「多摩市グリーンボランティア講座(中級)」を開 催。(公園緑地課) 平成29年度から、多摩市文化振興財団(多摩市文化振興事業等 業務委託の業務受託者)の学芸員が環境に関する事業を実施(① 植物について専門的に学びたい人を対象とした講座、②市民ボ ランティアとの協働による調査分析活動)。(文化・生涯学習 推進課)	-	-	-	-	-	毎年の定例事業として定着してきた「環境学習セミナー」につ いては、今後、内容等を市民団体と共に環境部内各課で検討して更 に充実させることにより、参加者の環境への関心・活動意欲を高 め、環境活動の担い手と次世代のリーダーの育成を図る必要があ る。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しながら、感 染症対策を万全にしてイベントを行う必要がある。(環境政策課) グリーンボランティアにも高齢化の波が押し寄せている。特に、 コアとなるスタッフやメンバーの世代交代をどのように進めてい くかが課題である。また、幼少期の体験が大人になって生かされる ことがあるため、次世代につながる可能性を広げられるよう、楽 しい体験型のイベントを企画できるかが大切になってくる。(公園 緑地課) 多摩市立複合文化施設再開後は、市民学芸員と市民研究員(植 物標本整理ボランティア)、さらに植物観察会ステップアップコ ース受講生の連携を再開後の指定管理者である財団が進める。(文 化・生涯学習推進課)	拡大	環境政策課、公園緑地 課、文化・生涯学習推 進課
32-②	環境情報	人材の育成と 体制づくり	活動拠点の提供と活用	みどりや環境に関する活動の拠 点として、グリーンライブセン ターなどを活用する。	「多摩市水辺の楽校楽校式」の会場としてグリーンライブセン ターを活用した。「多摩市民環境会議総会」の会場としても活 用する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に より中止となった。(環境政策課) 環境に関するイベントや環境保全・啓発団体の活動拠点とし て、講習会、講座をはじめ、職場体験、展示会等、みどりに関 連する事業の拠点としてグリーンライブセンター活用してい る。(公園緑地課)	-	-	-	-	-	今後とも、環境に関するイベントや環境保全・啓発団体の活動拠 点として、グリーンライブセンターを更に活用していく必要がある 。(環境政策課) 恵泉女学園大学のスタッフやグリーンライブセンターボランティア の休憩や更衣スペースの確保、施設の老朽化対策等、活動環境の 整備が求められる。(公園緑地課)	拡大	環境政策課、公園緑地 課

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組内容 (平成24～令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
32-③	環境情報	人材の育成と 体制づくり	活動支援	(1) みどりや環境に関する市 民団体やボランティア活動に必 要な消耗品等の支援を行う。 (環境政策課、公園緑地課、こ み対策課) (2) 活動するための公園緑地 などの場の提供を行う。(公園 緑地課)	(1) 環境に関する市民団体のうち、「多摩市民環境会議」・ 「多摩市水辺の楽校運営協議会」に、必要な消耗品(事務用品 等)の支援を実施。(環境政策課) ボランティア人材養成のための「多摩市グリーンボランティア 講座(初級・中級)」に必要な消耗品等の支援を実施。 公園愛護会やアダプト団体に対し、活動に必要な清掃用具等の 支援を実施。(公園緑地課) 町会・自治会等の団体や個人が、道路や公園等の公共の場所を 清掃する場合、無料のボランティア袋を配布。ごみゼロデー及 び市民清掃デーで使用できる無料の専用ごみ袋を配布(令和3 年度は約8,15万枚のボランティア袋を作成)(ごみ対策課) (2) 管理協定を結んでいる団体や新たに活動を計画している 方々に対し、打合せ場所の確保や周辺住民との調整など活動へ の支援を実施。(公園緑地課)	-	-	-	-	-	(1) より効果的な支援を行うため、市民団体と調整のうえ内容の 精査を行う。(環境政策課) 公園愛護会(有償)とアダプト団体(無償)との支援のあり方につ いて検討を進めていく。(公園緑地課) 今後も市民のボランティアによる清掃や、市民清掃デー等の地域美 化活動を支援していく必要がある。(ごみ対策課) (2) 作業や活動がスムーズにより効果的になるよう活動団体と市 の役割分担を明確にするため、随時情報共有に努める必要がある。 (公園緑地課)	拡大	環境政策課、公園緑地 課、ごみ対策課
32-④	環境情報	人材の育成と 体制づくり	各種団体や市民、指導者との 連携支援	(1) 市民団体等の活動や活動 の事業化、市民団体同士の連携 を図るための支援を行う。(環 境政策課、公園緑地課) (2) みどりや環境活動に関す る指導者・リーダーと、サポ ートを必要とする人をつなく支援 をする。(公園緑地課、文化・ 生涯学習推進課、教育振興課)	(1) 平成27年度から行っていた「エコ・フェスタ」につ いて、令和2年度に引き続き、「消費生活フォーラム」と合同で 企画のうえ「多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ202 1」を実行委員会形式で企画・運営し、環境に関する市民団体 同士の連携が強化されるような場を提供。(環境政策課) (2) 多摩グリーンボランティア森木会の運営会議を通して、 緑地の管理活動を行う方々への支援を実施。また、学校やPTA 等の要請を受け、森木会及び連絡会が学校林の管理、学校の環 境教育に関する技術支援を実施。(公園緑地課) 多摩市文化振興財団の生物を専門とする学芸員が事業を実施 (1)小学校での講座やフィールドワークなどの出張授業、東京 都埋蔵文化財センターや、コミュニティセンターの植物観察会 への講師派遣。②東京都絶滅危惧植物のハタザオについて、恵 泉女学園大学の宮内研究室、明治大学農学部の倉本研究室で栽 培実験を実施(文化・生涯学習推進課) そり作り、しめ縄作り等の体験型事業を実施(令和3年度 は、講師が高齢のため実施していない。) 旧多摩聖蹟記念館で昆虫観察会を夏に実施(令和3年度は、新 型コロナウイルス感染症拡大の影響により、代替事業として旧 多摩聖蹟記念館ギャラリーを利用して昆虫研究家の監修による 昆虫写真展を実施)。(教育振興課)	-	-	-	-	-	(1) 「多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ2021」での 連携により、各団体同士の交流は広まっているが、継続的な横のつ ながりについては、更なる方策を検討する。(環境政策課) 市民団体や学生など活動に関わる方々からの意見や要望等を吸い上 げていく体制が求められる。(公園緑地課) (2) グリーンライブセンターの運営が三者となったことで、指導 者の掘り起こしの量、幅ともに広がったことから、サポートを必要 とする人への支援もより適時適切な人材に繋ぐことが可能となっ てきているため、緑化相談やイベント及び講座等を通じ一層のアナウ ンスが必要である。(公園緑地課) ①前年度の課題であった市内小中学校への出張授業の取り組みの 周知と出張先の拡大については、新型コロナウイルス感染症の影響 にも関わらず解決に向けて前進した。一方、事業数が増えたこと により財団学芸員の負担が増しており、受け入れ方を検討する必要が ある。 ②東京都絶滅危惧植物のハタザオに関する取組については、新型 コロナの影響により実施できておらず、引き続き関係者間の連携体 制と、体制の持続可能性確保が課題である。 上記課題について、再開後の指定管理者である財団が引き続き 検討を進める。(文化・生涯学習推進課) そり作り・しめ縄づくりの体験型事業は、ともに講師が高齢で あり、今後新たな講師を探すのも難しい状況であるため、事業の見直 しを含めた抜本的な検討が必要となっている。(教育振興課)	拡大	環境政策課、公園緑地 課、文化・生涯学習推 進課、教育振興課
33-①	環境情報	みどりと環境 に関する普及 啓発	環境に関する情報提供や広 報の推進	(1) みどりや環境に関する情 報提供を広報やWEB サイトに て行い、市民の関心を高める。 (公園緑地課、環境政策課) (2) みどりや環境に関する多 様な媒体の資料を収集し、貸し 出しを行う。(図書館) (3) 持続発展教育・ESD に 関する取組について、ユネ スコスクールのホームページへ の情報発信及び更新を行う。 (教育指導課)	(1) グリーンライブセンターでは、施設案内や各種講座、催 し物はじめ花の見頃など、市公式ホームページ及び市公式ホ ムページからのリンクで恵泉女学園大学がアップロードするグ リーンライブセンターのページ及びフェイスブックで情報発信 を実施。(公園緑地課) 環境事業について市の広報やホームページ、公式twitterの活用 を実施。(環境政策課) (2) みどりや環境に関する新刊書や市で発行した報告書等資 料を継続して収集し、蔵書を充実。市内の小中学校へ調べ学習 用の資料として、自然や環境に関する本の貸し出し、図書館で のテーマ展示を実施(令和3年度は、生物多様性をテーマにし た児童書の展示、ティーンズ世代を対象に気候変動、地球温暖 化をテーマにした展示)。(図書館) (3) 多摩市立全小・中学校の公式ホームページとユネスコス クールに関する公式ホームページがリンクしていることによ り、市内外にESDの取り組みを効果的に情報発信。(教育指導 課)	-	-	-	-	-	(1) グリーンライブセンターのHPは恵泉女学園大学が管理して いるが、スマートフォンへの対応を促したい。来館者増に寄与する 効果的な広報手法や市民から求められている情報内容などをできる 限りリアルタイムで発信できるよう検討する必要がある。(公園緑 地課) ニーズが多様化する中で、様々な情報提供方法や、必要な情報にス ムーズにアクセスできるような体制を検討していく。(環境政策 課) (2) 来館しない利用者にもみどりや環境に関する情報を提供でき るよう各図書館での企画展示や環境部各課との連携による企画展示 をする際に、市民が自ら調べることができるように調べ方を案内す るバスファインダーやブックリストを作成し、本の展示と合わせて 配布するとともに図書館ホームページにも掲載し情報発信する。ま た電子図書館でも生き物などをテーマに特集を組み情報発信する。 (図書館) (3) 今後は、学校間で情報発信の取組みの差が出ないように助言 するとともに、ホームページで発信した内容を他市等のユネスコス クール同士で共有し、相互啓発を図っていく必要がある。	拡大	公園緑地課、環境政策 課、図書館、教育指導 課
33-②	環境情報	みどりと環境 に関する普及 啓発	環境に関する施策の実施状 況等の報告	みどりと環境基本計画にかかる 施策の実施状況等を毎年多摩市 みどりと環境審議会の意見を付 して報告書として発行する。	「多摩しみどりと環境基本計画」に基づき、令和2年度の市の環 境に関する施策の取組の実施状況や今後の課題等を、多摩市 みどりと環境審議会の点検・評価による意見を付した。	-	-	-	-	審議会における外部評価等を踏まえたPDCAサイクルによる「多 摩しみどりと環境基本計画」の適切な進行管理を実現していく。 また、次期みどりと環境基本計画策定段階から、より分かりやすく 市民が興味を持つような報告書づくりを検討していく。	継続	環境政策課	

No.	環境分野	環境要素	取組項目	環境要素に対して 取り組む目的・ねらい	取組み内容 (平成24~令和3年度の内容)	市民認証による評価					今後に向けた課題	今後の方向 (予定・意向)	担当課
						必要性	取組 度合い	効果	総合評 価	「多摩市の環境」 掲載年度・頁			
33-③	環境情報	みどりと環境に関する普及啓発	みどりと環境活動等に関する情報提供の充実	市や市民団体等が開催する、環境に関する活動や、講座・講習会、体験型イベント等の情報をホームページや広報に載せ、PRを行う。	環境に関する市民団体のうち、市と協働事業を実施する多摩市民環境会議・多摩市水辺の楽校運営協議会との事業について、広報や公式ホームページに掲載。(環境政策課) 花とみどりの相談はじめ講座、講習会や体験型イベント等について、広報や公式ホームページへの掲載、チラシの作成・配布を実施。(公園緑地課)	-	-	-	-	-	市や市民団体等が開催する環境に関するイベント等の情報を、掲載方法を更し工夫しホームページや広報に載せ、PRを行う必要がある。また、いずれの団体においても、スタッフの担い手づくりが課題であり、市としても参加意欲を促すような内容に改善していく必要がある。(環境政策課) 恵泉女学園大学及びグリーンボランティアの各種講座やイベント参加者に対しては、チラシの配布等により今後の行事日程を必ず周知することなど、引き続き、様々な手法での情報発信に取り組んでいく。(公園緑地課)	継続	環境政策課、公園緑地課
34-①	環境情報	環境の安全性に関する情報提供	環境に関する適切な情報公開	(1)東京都をはじめとする関係機関や、市民団体等と連携を図りながら、生活環境にかかる調査数値結果等の情報を、適切に公開する。 (2)生活環境の安全性に関する情報や対処方法などの情報をホームページなど様々な媒体を活用して発信し、広く市民に周知する。	生活環境を保全して行く上で関心の高い問題や健康・安全について、化学物質(PRTR法及び適正管理化学物質に関する人の健康に影響を及ぼすおそれのある化学物質など)、放射線(放射性物質検査、食品検査)、PM2.5や光化学オキシダント(測定結果、注意喚起)、蚊やハチなどの衛生害虫(対処方法)に関する情報を提供。	-	-	-	-	-	PRTR法及び適正管理化学物質に関する人の健康に影響を及ぼすおそれのある化学物質をはじめ放射線、PM2.5や光化学オキシダント、蚊やハチなどの衛生害虫に関する情報は、生活環境を保全して行く上で関心の高い問題として、引き続き迅速かつ積極的に市民へわかりやすく情報発信する必要がある。 また、今後は、これら環境の安全性に関する情報をたま広報や市公式ホームページ以外の媒体にも活用しながら発信していくことを検討していく必要がある。	継続	環境政策課
34-②	環境情報	環境の安全性に関する情報提供	環境に関する相談窓口での対応	生活環境の安全性に関する相談を、市役所の窓口で対応する。	年間を通じて、公害苦情相談やその他環境問題に関する問い合わせへの対応を実施(公害苦情については現場確認、法律・条例に基づく指導)。	-	-	-	-	-	公害等の被害を最小限に抑えるため、今後も引き続き迅速な対応を行う。	継続	環境政策課